平成20年(行口)第4号公文書不開示処分取消等請求事件

控 訴 人 宮 部 慎太郎

被控訴人鳥取県

準備書面(1)

平成20年10月9日

広島高等裁判所

松江支部 御中

控 訴 人 宮 部 慎太郎

第1 被控訴人第1準備書面について

1 第1の1(1)については争う

乙第6号証の部落解放同盟鳥取県連合会規約の存在や内容自体が一般に認知されているとは言えない。控訴人も控訴前に同連合会に電話して規約の入手方法を問い合わせたが、中央本部のホームページの綱領を見て欲しいと言われるだけで、規約を受け取ることはできなかった。

また、同和地区出身者を判別できるような戸籍は事実上閲覧できないのであるから、この規約を部落解放同盟が遵守することは不可能である。

したがって規約の内容に関わらず、誰が同和地区出身者かは判断できないというのが事実であり、一般的な認識としても合理的な考えである。